

篠山市入札監視委員会議事録概要書
(平成 29 年度 第 2 回)

開催日	平成 30 年 1 月 17 日 (水)	
開催場所	篠山市役所第 2 庁舎 2 階 2-201 会議室	
出席委員	委員長 東 泰弘 委員 松本 幸一、山内 猛史	
審議対象期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日	
抽出案件	総件数 7 件	(備考)
一般競争入札	2 件	市長部局 一般競争入札 2 件 指名競争入札 2 件 随意契約 3 件
指名競争入札	2 件	
随意契約	3 件	
委員からの意見・質問	<ol style="list-style-type: none"> 1. 京口排水ポンプ場整備工事の資格要件の設定理由と、最低価格提示者が失格した理由は何か。 2. 京口排水ポンプ場整備工事入札後、落札候補者を落札者とするかどうかの調査とはどのような調査をするのか。 3. 市立城東公民館昇降機設備設置工事の資格要件基準は何か。 4. 市立古市コミュニティ消防センター昇降機設置工事入札不調後、設計内容を見直したとの説明だが、その内容は何か。 5. 後川複合教育施設スロープ設置工事の指名業者数と、指名要件にある C ランク業者数が一致しない理由は何か。 6. 平成 29 年度ごみ焼却施設定期修繕について、かなり高額であるが、毎年の同規模の定期修繕が必要なのか。 7. 篠山市消防本部訓練塔外壁改修工事の応札金額と不落随意契約金額にかなり差があるが、施工内容に問題はないか。 8. 篠山市消防本部訓練塔外壁改修工事の随意契約理由 8 号に加えて別の記載理由があるが、場合によっては随意契約にせずに処理する方法があるのか。 9. 市道小倉東線道路修繕工事の随意契約の相手方を選定した理由は。 10. 市道小倉東線道路修繕工事の随意契約 5 号緊急性に至った原因は何か。 	

<p>委員からの意見・質問に対する回答</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. この案件は、過去に 2 回台風被害を受けた地区の大変重要な災害対策工事であるため、過去 10 年間でポンプ場実績がある業者を設定した。仕様を満たさないため、適正な施工ができないと判断し失格とした。 2. 低入札価格調査制度取扱要領第 5 条にある調書を作成させ、その内容と事情聴取により、工事内容に適合した履行ができるかどうかを審査する。 3. 建築工事の予定価格による等級区分表により、対象となるランクを決定した。予定価格が 2 3 7 6 万円なので、建築 A・B ランクが対象となる。 4. 昇降機の積算を、実勢価格の内容に見直した。 5. 電子入札未登録業者数の差である。 6. 本案件の施設の耐用年数から判断し、この施設を更新するまでの延命措置として大きな修繕はやむを得ない。これまで同等規模の修繕を毎年行ってきたが、現在焼却施設の更新工事にとりかかっているため、今回の定期修繕が最後と考える。 7. 応札者の見積段階でもいくらか差があり、見積金額から企業努力で価格を下げて応札する業者もあるが、設計内容を見直したものではない。なお、既にこの案件の検査を実施したが、適正な施工がされていた。 8. 再入札か不落随意契約以外はない。この案件が再入札となれば、品質管理の観点から適正な施工時期が確保できない理由も追記した。 9. 選定にあたっては、以前近くで工事を行った実績があるため地理的な部分を熟知していることと、緊急に対応できることを考慮した。 10. 住民から市道河川道路の崩落の連絡があり、直ちに現場確認をしたところ、かなりの崩落が進んでいた。大雨が降るとさらに浸食が大きくなり、すぐに対応しないと市民生活に大きな影響を与えると判断したため。
<p>委員会による意見具申又は勧告の内容</p>	<p>抽出案件については、すべて適切に執行されている。</p>